平成２７年（フ）第４８８号
大阪府泉南郡岬町望海坂１丁目25番20号
債務者　岡　　忠彦
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９０号
大阪府貝塚市森824番地２棟404号
債務者　坂元　光子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９３号
大阪府泉大津市助松町１丁目４番15号ラ・フォーレ助松１－Ｅ号、前住所大阪府堺市堺区大浜南町３丁１番18号
債務者　高橋　真人
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９９号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅８－303
債務者　秋野　美幸
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市平良字下里1748番地７　１Ｆ
債務者　花城　　健
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第１４１１号
札幌市豊平区平岸２条４丁目４番２号　木の花スカイハイツ103号
債務者　会津　勇介
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２４号
北海道千歳市北光５丁目４番15号　ノースウィング206号
債務者　沼尻　直行
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８８号
札幌市東区北40条東６丁目４番20号　ピアス40－304号
債務者　大橋　美紀（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３３号
札幌市豊平区美園１条６丁目１番16号　ルミエール美園Ａ－202
債務者　渡邊　秀樹
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５８号
札幌市白石区本通19丁目南１番26－206号
債務者　高谷　珠希
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７７号
札幌市西区発寒11条４丁目８番21号
債務者　水橋　　菜（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５９８号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目１番20号　セブンハイツ101号
債務者　池田　政義
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３５号
札幌市清田区真栄２条１丁目６番８号
債務者　幾島　勝則
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７７号
札幌市西区発寒９条11丁目６番１号　シャン９・11－103号
債務者　中村　堂人
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５号
栃木県大田原市河原1886番地６　幸福の科学学園教職員寮102号室、前住所香川県高松市屋島西町2479番地21
債務者　江崎　功一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４６号
栃木県大田原市河原1886番地６　幸福の科学学園教職員寮102号室、前住所香川県高松市屋島西町2479番地21
債務者　江崎　笑子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１７０号
群馬県高崎市大八木町758番地１　カメリアハイツⅣ101号
債務者　中澤順一郎
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部